

令和5年7月改訂版

埼玉県庁 育児休業等代替職員

令和5年度
免許資格登録者
随時受付中！



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

【登録区分】

A：育児休業等代替職員

B：任期付短時間勤務職員

【お問い合わせ】 埼玉県人事課 電話：048-830-2431

email：a2425-03@pref.saitama.lg.jp

彩の国  埼玉県

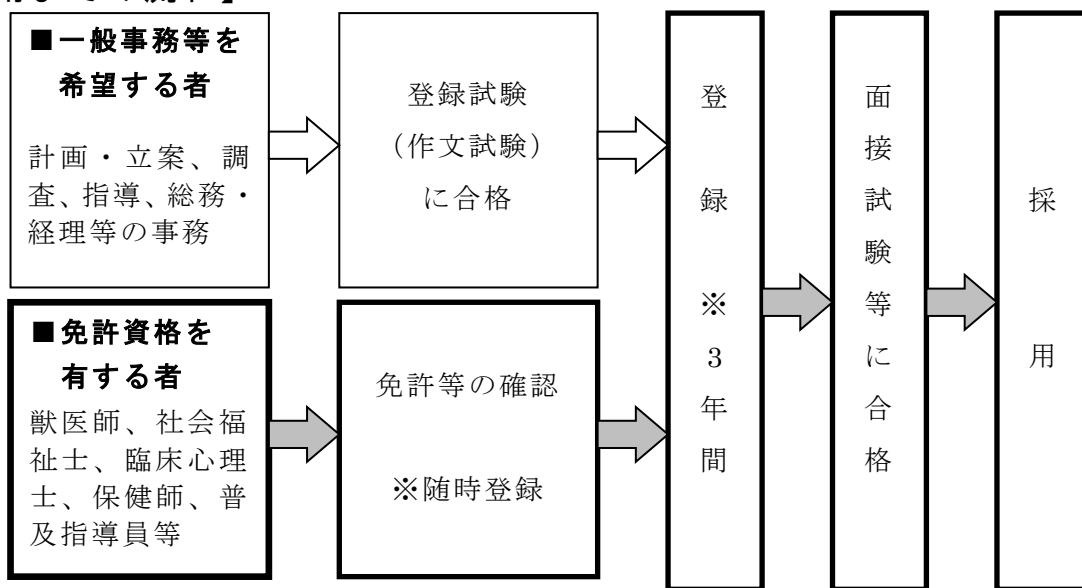
1 育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員について

育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**育児休業等代替職員（登録区分A）**」、育児短時間勤務を行う職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**任期付短時間勤務職員（登録区分B）**」といいます。

どちらの職員についても、免許等の確認を経て採用候補者として名簿に登録されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地等を考慮の上、面接試験等を実施し、合格者を採用します。

そのため、登録されても、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【採用までの流れ】



※「育児休業等」とは、育児休業や配偶者同行休業といった、法律及び条例に基づき任期付の代替職員を採用することができる制度を指します。

※ 採用された方は名簿登録有効期間を限度として採用されます。職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、**1回の任期は育児休業等代替職員で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり）**となります。

※ 一度登録された方は、登録の抹消を希望しない限り3年間登録は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等を取得する職員等がいた場合に、再び勤務していただくことがあります。

※ 免許資格を有し、登録を希望する方は「**育児休業等代替職員（登録区分A）**」か「**任期付短時間勤務職員（登録区分B）**」または両方に登録できます。

※ 免許資格を有する者として登録された方は、面接試験等の際に専門的な知識及び能力を確認します。

2 登録区分・主な職務内容及び登録要件

| 登録区分 | 主な職務内容等 | 登録要件 |
|----------|---|--|
| 薬剤師 | 薬事・毒物等監視（医薬品等製造業・薬局等の指導取締り）、食品衛生・環境衛生に関する監視（飲食店等の指導取締り）、麻薬覚せい剤の取締り、調剤等の業務 | 〔年齢〕 平成11年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在24歳以上） 〔資格〕 薬剤師の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 獣医師 | 食品衛生及び環境衛生に関する監視、狂犬病予防（野犬の捕獲・抑留等）、と畜検査（獣畜のと殺又は解体の検査）、家畜防疫等に関する業務 | 〔年齢〕 平成11年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在24歳以上） 〔資格〕 獣医師の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 社会福祉士 | ケースワーク、生活指導等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在22歳以上） 〔資格〕 社会福祉士の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 臨床心理士 | 心理判定、心理療法等の業務 | 〔年齢〕 平成11年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在24歳以上） 〔資格〕 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 建築士 | 県立施設の設計・施工監理、建築指導等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在22歳以上） 〔資格〕 1級又は2級の建築士の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 土木施工管理技士 | 道路、河川、都市計画、土地改良事業等に関する企画・設計・施工監理等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 （令和5年4月1日現在22歳以上） 〔資格〕 1級又は種別を「土木」とする2級土木施工管理技士の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |

| 登録区分 | 主な職務内容等 | 登録要件 |
|-----------|---|--|
| 普及指導員 | 農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在22歳以上) 〔資格〕 普及指導員の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 林業普及指導員 | 林業経営の指導援助、林業技術の普及指導等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在22歳以上) 〔資格〕 林業普及指導員の免許を有する人 〔国籍〕 日本国籍 |
| 保健師 | 健康相談等の保健予防活動、家庭訪問による看護サービス・看護方法の指導教育、集団指導による健康教育等の業務 | 〔年齢〕 平成14年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在21歳以上) 〔資格〕 保健師の免許を有する人 〔国籍〕 国籍不問 |
| 看護師 | リハビリテーション病院等における看護業務 | 〔年齢〕 平成15年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在20歳以上) 〔資格〕 看護師の免許を有する人 〔国籍〕 国籍不問 |
| 精神保健福祉指導職 | 精神保健福祉に関する相談業務、ソーシャルワーク、生活指導等の業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在22歳以上) 〔資格〕 精神保健福祉士の免許を有する人 〔国籍〕 国籍不問 |
| 管理栄養士 | 食生活改善指導（離乳食・生活習慣病予防食等の個別又は集団指導）、集団給食施設指導、病院の栄養管理・指導業務 | 〔年齢〕 平成13年4月1日以前生まれの人 (令和5年4月1日現在22歳以上) 〔資格〕 管理栄養士の免許を有する人 〔国籍〕 国籍不問 |

※ その他の免許資格（理学療法士、作業療法士、児童自立支援専門員、公認心理師、保育士、電気主任技術者など）を有する者の職務内容、登録要件等については、あらかじめお問い合わせください。

※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は登録できません。(以下その内容)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込手続

原則、**電子申請システム**によりお申込みください。以下の URL または QR コードから申込フォームにアクセスして、必要事項を入力してください。申込確認後、概ね翌月 1 日付けで登録し、その旨を通知します。なお、申込時期によっては、翌々月の登録となる場合があります。

【電子申請フォーム】 ※裏表紙に記載されているホームページからもアクセスできます。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=51013



ただし、電子申請による申込ができない場合に限り、必要事項を記入した登録申込書と免許証等の写しの郵送による申込を受け付けます。なお、郵送の場合は封筒の表に、「育児休業等代替職員登録試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

※ 簡易書留によらない場合の事故については、責任を負いかねます。

【送付先】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

埼玉県 総務部人事課 人事管理担当

4 登録後採用されるまで

免許資格を有する者は採用候補者名簿に登録された後、面接試験等を経て、合格者が採用されます。

なお、**職員の育児休業等の状況によっては採用されない場合もあります。**

名簿登録有効期間は **3 年間**です。（ただし、欠格条項に該当するなど、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。）

5 採用されてから

【登録区分A】育児休業等代替職員

育児休業等代替職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間、服務等について任期の定めのない職員と同様となります。

(1) 任期

職員の育児休業等の取得期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、概ね6月以上3年未満ですが、採用時に決定することとなります。

(2) 給与

(例)

| | |
|-------------|--------------------|
| | 大学卒業後 すぐに採用された方 |
| 社会福祉士、建築士 等 | 約 192,000 円 |
| 薬剤師、獣医師 等 | 約 238,000 円 |
| 保健師 | 約 243,000 円 |

一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。また、条例に基づき支給要件に該当する場合には通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。

※ この初任給月額、令和5年3月1日現在におけるものです。採用時までには給与改定があった場合はそれによります。

※ 短大等卒業後すぐに採用された方については、上記の例と給与の金額が異なります。

※ 薬剤師、獣医師等の初任給月額の例は、6年制大学・修士課程を卒業した場合によるものです。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次休暇、及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

(4) その他

育児休業等代替職員は、職員の育児休業等の状況によっては人事異動を行う場合があります。また、育児休業等代替職員への採用は、埼玉県職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を行う職員の状況によって、勤務条件が異なります。

(1) 任期

職員の育児短時間勤務を行う期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は最長1年ですが、職員が育児短時間勤務を行う期間に応じて、更新されることもあります。

(2) 給与

任期付短時間勤務職員の給料月額、過去の職務経験などから決定される給料月額（週38時間45分勤務）に、1週間に勤務する時間に応じた割合をかけて算出します

(例)

| | 大学卒業後 すぐに採用された方 | |
|-------------|--------------------|-------------------|
| | 週14時間10分 勤務の場合 | 週19時間20分 勤務の場合 |
| 社会福祉士、建築士 等 | 約70,000円 | 約96,000円 |
| 薬剤師、獣医師 等 | 約87,000円 | 約119,000円 |
| 保健師 | 約89,000円 | 約121,000円 |

一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。また、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。

※ この初任給月額は、令和5年3月1日現在におけるものです。採用時までには給与改定があった場合はそれによります。

※ 短大等卒業後すぐに採用された方については、上記の例と給与の金額が異なります。

※ 薬剤師、獣医師等の初任給月額の例は、6年制大学・修士課程を卒業した場合によるものです。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、職員の育児短時間勤務状況に応じて、週14時間10分から週19時間20分の間となります。具体的な勤務曜日や勤務時間については、後日個別に決定します。

イ 休暇は、勤務形態や1週間当たりの勤務時間等に応じて与えられます。

(例) 週19時間10分勤務：1日当たり3時間50分、週5日勤務（土日休み）の場合

年次休暇…1年当たり 3時間50分×20日間付与（日数は採用日によって異なる）

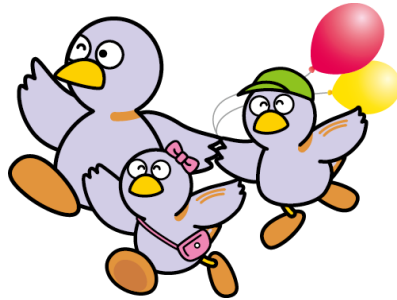
(4) その他

任期付短時間勤務職員は、原則として任期中人事異動は行われませんが、職員の育児短時間勤務等の状況によっては人事異動を行う場合があります。

また、任期付短時間勤務職員への採用は、埼玉県の職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

6 申込時の注意

- ア 氏名・住所・電話番号等の入力内容に誤りがないか必ず確認してください。
- イ 申込の際には、最近 6 か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの写真及び免許証等の写しをデータで添付してください。
郵送による申込の場合は、必ず写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm）の裏面に氏名を記入し貼ってください。
- ウ 登録区分は、登録を希望する区分を入力（チェック）してください。
- エ 「職歴」欄の「現在」欄には、現在、正規・アルバイト等を問わず勤務していれば、勤務先など必要事項を、特に職に就いていなかった期間は「在家庭」と記載し、空白の期間が無いようにしてください。
※登録申込書の郵送により申し込む場合は、直近の職歴を 4 つ記載してください。
「勤務形態」欄には、「正規」「アルバイト（週○日、○時間）」等、勤務の形態を記載してください。
「職務内容」欄は、勤務先における職務の内容を簡潔に記載してください。
- オ 「資格免許」欄は、主な資格・免許を記入してください。特に、希望する職で、資格・免許が登録要件となっているものは、要件となる資格・免許を有していることを明記してください。
- カ 「希望勤務地」欄は、勤務を希望する地区を入力（チェック）してください。（複数可）
- キ 「希望勤務期間」欄は、勤務を希望する期間を入力（チェック）してください。（複数可）
- ク **〔任期付短時間勤務職員（登録区分B）を希望する方のみです〕**
「勤務可能時間」欄は、勤務することが可能な曜日を入力（チェック）し、記入した曜日の横の枠内に勤務することが可能な時間を 8:30 から 17:15 の間で記入してください。なお、この欄の記載は、登録者の配属を検討する際に参考とします。



埼玉県のマスコット コバトン

この登録についてのお問い合わせは…

◇電話によるお問い合わせ

【お問い合わせ先】

埼玉県 総務部人事課 人事管理担当

電話 048(830)2431

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

【お問い合わせ時間】

午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

◇インターネットによる登録情報の提供

埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>